

郵電業第83号
平成11年8月6日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 浅田 和男 殿

郵政省電気通信局長
天野 定

番号ポータビリティの実現について

番号ポータビリティ（利用者が電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した場合において、当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく変更後の電気通信事業者の電気通信役務の提供を受けることができる。）については、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成11年郵政省令第63号）の公布により実現することとしたところであるが、貴社におかれでは、下記諸事項を踏まえて、番号ポータビリティの実現に向けての具体的な措置を講ずるとともに、その内容について報告されたい。

記

1 実現開始時期

番号ポータビリティの実現を平成12年度中に開始すること。

2 実現方式

(1) 一般加入電話・ISDN（付加サービスを除く。）については、「最適回線再設定方式（移転元事業者が移転先を示す情報を取得し、移転元事業者内で必要に応じて回線を遡って開放し、移転先事業者への回線設定を起動



する方式)」とすること。この方式においては、オプションとして、関係事業者間で合意が得られる場合には、移転元事業者が移転先を示す情報を取得し、前位事業者(発信事業者又は中継事業者)まで回線を遡って開放し、前位事業者が移転先事業者への回線設定を起動すること。

(2) 但し実現開始から当面の間は、選択した交換機による対応を基本とし、二重の番号を使用し、また、他事業者への片方向の移転のみを可能とする方式を探ることもやむを得ないこととするが、次のとおり「最適回線再設定方式」への移行を行うこと。

ア 平成13年末までに、郵政省から提示する番号の逼迫状況及び他の電気通信事業者の要望を踏まえて二重の番号の使用を中止することについて検討を行い、その結果について報告を行うこと。また、その時点で二重の番号の使用を継続するときには、これを中止するまで1年ごとに同様の検討を行い、その結果について報告を行うこと。

イ 平成14年末までに、番号ポータビリティにより利用者が電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した実績数と「最適回線再設定方式」への移行に見込まれる費用の概算見積りとを踏まえて「最適回線再設定方式」へ移行することについて検討を行い、その結果について報告を行うこと。また、その時点で「最適回線再設定方式」へ移行しないときには、移行を行うまで1年ごとに同様の検討を行い、その結果について報告を行うこと。

(3) 着信課金サービスについては、「情報取得方法選択方式(サービス制御ポイント(SCP)から情報を取得する方法として共通線信号網を介して直接SCPに問い合わせを行う方法又は接続点を介した回線接続によりSCPへの問い合わせを行う方法のうちのいずれかを選択することとし、移転先を示す情報の取得方法については発信事業者と移転元事業者との間での合意により選択し、着信先を示す情報の取得方法については発信事業者と移転先事業者との間での合意により選択して、着信先への回線設定を起動する方法)」とすること。



3 費用回収方法

- (1) 基本改造費用（基本的な網改造に係る費用。付加サービスの場合を除く。）については、端末系交換機能等既存の機能の網使用料に含めて回収すること。
- (2) 申込処理費用（移転に係る番号留保・情報登録機能に係る費用）については、番号ポータビリティにより利用者が移転した先の電気通信事業者から回収すること。
- (3) 追加伝送費用（信号伝送機能、リダイレクション機能に係る費用）については、番号ポータビリティにより移転した後の利用者に対する通信に係る通信料を、利用者に対して請求する電気通信事業者から回収すること。



